

## タオル縫製技能人材協議会 会則

### (名称)

第1条 本会は、タオル縫製技能人材協議会（以下「本会」という。）と称する。

### (事務所)

第2条 本会の事務所は、日本タオル工業組合連合会の会員団体である今治タオル工業組合及び大阪タオル工業組合内に置く。

### (目的)

第3条 本会は、技能実習制度の目的及び主旨に則り、我が国で培われたタオル縫製に係る技能、技術又は知識を開発途上地域等へ移転することによって、当該地域等の経済発展を担う「人づくり」に寄与することを主眼とし、タオル縫製分野における適正な技能実習の確保を図り、もって我が国のタオル製造業の健全な発展に資することを目的とする。

### (事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) タオル縫製分野における外国人材の適正かつ円滑な受入れの実現に向けた協議及び情報交換。
- (2) タオル縫製分野における諸課題解決のための講習会等の開催。
- (3) タオル製造職種・タオル縫製作業に関する実習実施者（技能実習生の受入れ企業）に対する技能実習の適正運用の確認。
- (4) その他本会の目的を達成するために必要な事業。

### (会員及び入会)

第5条 本会の会員は次のとおりとし、入会しようとする者は、入会届を会長に提出しなければならない。

- (1) 正会員 本会の目的に賛同して入会したタオル製造職種・タオル縫製作業の技能実習生受入れ事業者。
- (2) 賛助会員 本会の事業を賛助するために入会した関連業界及び団体など本会の活動に賛同する者。

2 本会の正会員になろうとする者は、「タオル製造職種・タオル縫製作業チェックリスト」と「サプライチェーンを含む技能実習実施状況一覧」を会長に提出し、次の要件を全て満たす事業場として日本タオル工業組合連合会が発行した「確認証」を受けなければならない。

(1) 労働安全衛生法令を遵守していること。

(2) 技能実習の実施に関し、行政処分を受けていないこと。

3 正会員は、1号技能実習修了前における技能実習の適正運用の確認として、技能実習評価試験の受検申請時に「タオル製造職種・タオル縫製作業 適正運用チェックシート」を提出しなければならない。

なお、本チェックシートの確認過程において技能実習の適正運用が疑われる場合や会長が必要と認める場合などは、必要に応じてヒアリング調査等を行う。

4 会員は、第1項の規定に基づく入会届の記載事項（事業所名、代表者氏名、所在地及び監理団体名等）に変更があった場合は、速やかに、変更届を会長に提出して、変更の届出をしなければならない。

#### (退会)

第6条 会員は、退会届を会長に提出することにより、任意に退会することができる。ただし、次に掲げる事項に該当するときは、役員会の決議をもって除名する。

(1) 本会の会則に違反したとき。

(2) 国内タオル産業の名誉を傷付け、又は本会の目的に反する行為をしたとき。

(3) 第4条(3)で定める技能実習の適正運用の確認を拒否し、会長の指導に従わないとき。

(4) その他除名すべき正当な事由があるとき。

#### (役員)

第7条 本会に会長1名、副会長若干名を置く。

2 会長は、互選により選任するものとする。

3 副会長は、会長が指名するものとする。

(役員職務)

第8条 会長は、本会を代表し、会務を統括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代行する。

(役員任期)

第9条 役員任期は2年とし、重任を妨げない。

(会議)

第10条 本会は、会長が必要とした都度招集する。

(会費)

第11条 会員は、年会費を納入するものとする。

2 本会の年会費は1口10,000円として、1口以上とする。

3 会費は入会時と、各事業年度の4月末までに、前項の会費を本会が指定する方法で納入するものとし、会員が期中において資格を喪失しても、会費は返還しない。

(事業年度)

第11条 本会の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(雑則)

第12条 本会則に定めるもののほか、本会運営に関し必要な事項は役員会が定める。

附則

1 本会則は令和8年3月10日から施行する。